

平成29年第2回
城里町議会定例会会議録 第4号

平成29年6月13日 午後 2時00分開議

1. 出席議員（15名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 咲 芙美子 君 | 10番 | 小 林 祥 宏 君 |
| 2番 | 片 岡 藏 之 君 | 11番 | 南 條 治 君 |
| 3番 | 菌 部 一 君 | 12番 | 杉 山 清 君 |
| 5番 | 三 村 孝 信 君 | 13番 | 小松崎 三 夫 君 |
| 6番 | 河原井 大 介 君 | 14番 | 鯉 渕 秀 雄 君 |
| 7番 | 関 誠一郎 君 | 15番 | 根 本 正 典 君 |
| 8番 | 阿久津 則 男 君 | 16番 | 小 坪 孝 君 |
| 9番 | 桐 原 健 一 君 | | |

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------------------------|---------|
| 町 長 | 上遠野 修 |
| まちづくり戦略課長 | 鯉 渕 弘 之 |
| 総 務 課 長 | 大 貫 忠 男 |
| 町 民 課 長 | 柳 橋 司 朗 |
| 財 務 課 長 | 大曾根 直 美 |
| 税 務 課 内 収 納 対 策 室 長 補 佐 | 廣 木 仁 |
| 健 康 保 険 課 長 | 高 堀 義 美 |
| 長 寿 応 援 課 長 | 加 藤 薫 |
| 福 祉 こ ど も 課 長 | 山 口 利 春 |
| 農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 皆 川 尊 志 |
| 都 市 建 設 課 長 | 桧 山 正 春 |
| 下 水 道 課 長 | 山 崎 秀 樹 |
| 会計管理者（会計課長） | 鈴 木 貴 司 |
| 水 道 課 長 | 河原井 明 |

1. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 阿久津 雅 志 |
| 主 任 書 記 | 松 崎 英 明 |
| 書 記 | 市 村 真 紀 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成29年6月13日（火曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|--------------------------|---|
| 日程第1 | 承認第18号 | 専決処分第17号（城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第47号 | 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第48号 | 城里町地域下水道基金条例を廃止する条例について |
| 日程第4 | 議案第49号 | 城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第50号 | 財産の処分について |
| 日程第6 | 議案第51号 | 平成29年度城里町一般会計予算について |
| 日程第7 | 議案第52号 | 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第53号 | 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第54号 | 平成29年度城里町介護保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第55号 | 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第56号 | 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第57号 | 平成29年度城里町水道事業会計予算について |
| 日程第13 | 発議第1号 | 上遠野町長の議会对応に対し反省を求める決議 |
| 日程第14 | 発議第2号 | 城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 発議第3号 | 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 陳情第1号 | 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める陳情 |
| 日程第17 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | |
| 日程第18 | 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について | |
| 日程第19 | 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について | |

- 日程第20 報告第24号 町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の一部を改正する告示
- 日程第21 報告第25号 城里町商店街灯等撤去事業分担金撤収条例施行規則の制定
- 日程第22 報告第26号 城里町住宅新築工事等助成金交付要綱の制定
- 日程第23 報告第27号 城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱の制定
- 日程第24 報告第28号 城里町空き店舗等活用事業補助金交付要綱の制定
- 日程第25 報告第29号 城里町お試し居住体験事業実施要綱の制定
- 日程第26 報告第30号 城里町空家バンク制度設置要綱の制定
- 日程第27 報告第31号 城里町防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱の制定
- 日程第28 報告第32号 城里町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定
- 日程第29 報告第33号 城里町職員の懲戒処分の公表に関する基準の制定
- 日程第30 報告第34号 平成28年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第31 報告第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第32 報告第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第33 報告第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第34 報告第38号 平成28年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第35 報告第39号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）
- 追加日程第1 発議第4号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第18号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号

発議第1号

発議第2号

発議第3号

陳情第1号

発議第4号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第24号

報告第25号

報告第26号

報告第27号

報告第28号

報告第29号

報告第30号

報告第31号

報告第32号

報告第33号

報告第34号

報告第35号

報告第36号

報告第37号

報告第38号

報告第39号

午後 2時00分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
説明のため、町長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
また、税務課長、阿久津忠昭君が欠席のため、補佐の廣木 仁君が出席しております。
なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認
をよろしく願いをいたします。
傍聴人30名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事
日程第4号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

承認第18号 専決処分第17号（城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条 例）の承認を求めることについて

○議長（小林祥宏君） それでは、本日の議案質疑から入ります。
初めに、承認第18号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 城里町地域下水道基金条例を廃止する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第49号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第50号 財産の処分について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第51号 平成29年度城里町一般会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第52号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第53号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第53号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第54号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第55号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第56号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第56号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

議案第57号 平成29年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第57号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小林祥宏君） これより討論に入ります。
初めに、承認第18号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。
〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 1番藤咲芙美子です。

平成29年度予算に対し、反対討論を行います。

私は、当初予算は単に予算金額の問題だけでなく、今後1年、どのような町政を行うのかが問題にされるものだと考えます。そういう立場から討論をいたします。

第1に、地方交付税と国庫補助金が大幅に削減されている中、厳しい財源をどのように町民の暮らしと福祉向上に向けていくかということです。その点で、町民センター建設への無軌道な支出は問題です。既にグラウンド整備に2億3,000万円が充てられますが、そのほか、トレーニング機器など設備費に1,600万円余りが予定されています。これを貧しい城里町がなぜ全額負担しなければならないのか、私には理解できません。それらの施設の維持管理の費用も町が負担するということです。そういった永続的な支出が町民の命と健康、暮らしを守る行政の支障にならないか、心配です。

第2に、昨年実施した甲状腺エコー検査にかかわる問題です。これは、検査費用はもちろん、交通費や通信費など、一切の費用が交付税措置がとられるにもかかわらず、対象者3,026人に対し、486人の受診にとどまりました。こういう結果を招いた最大の原因は町長にあると思います。町が低線量被曝についてどんな見方を持っているにせよ、多くの保護者が子供の低線量被曝を心配しているのです。手紙1本を送っただけで、あとは保護者はそれぞれが医療機関に交渉して受け付けをこなさい、保護者の仕事の都合や子供の部活の都合も自分でつけなさいというのは、余りにも酷です。医療機関の受け入れ態勢もあります。そのような困難をクリアしなければ受診できなかったのです。交渉の途上で受診を諦めた保護者もいたはずで、町は、もっと希望者が受診しやすい形で行うべきでした。私は、行政に差別や排除を持ち込んではならないと思います。町長が放射能の低線量被曝は

ないと思っけていても、子供の健康を心配している保護者を軽んじたり排除してはならないと思ひます。今年度の施策の中に甲状腺エコーの検査を取り入れるにしても、昨年度の取り組みに対する町長の深い反省と教訓がなければなりません。終わったことだから議論の余地がないということになれば、その場限りで実利第一の潤いのない町政になってしまいます。

第3に、ななかい保育所で起きたという保育士による児童いじめの問題です。この問題について、町長は5月12日の議員控室において謝罪しています。同僚議員の一般質問に対して、町長は、この問題の存在さえも否定したのです。ここに明白な矛盾があります。私は、児童のみならず、全ての人間に対するあらゆる暴力、暴言はあってはならないと考えています。しかし、問題が起こることはあり得ます。その場合でも、事実関係を客観的に調査し、問題を明らかにして、再発防止に努めなければなりません。事実無根だと言いつつことで、事実が消えるわけではありません。再発防止にもなりません。

第4に、私は町長の施政決定のプロセス、行政手法に強い違和感を持っています。上遠野町長が就任してから、特に人事異動が多くなっています。役場の職員は行政のプロで多くの経験と知識を持っています。その経験と知識が生かされる行政執行をするべきだと思います。例えば、旧七会中学校跡地の利用の問題についても、地元の方々とか職員にどのような相談があったのか、見えてきていません。また、古民家島家の改築による観光施設にする問題にしても、ただ国から方針が示され、補助金が来るからと飛びついたように映ります。もっと行政内部で議会との議論があつてしかるべきだと思います。

いろいろ申し上げました。さきに述べたとおり、町の財政は極めて窮屈です。私のこれまでの一般質問での要望も、財政難を理由に多くが拒否されています。地方自治法にあるように、自治体は住民福祉の向上に努めなければなりません。ただ国からの補助金があるからという理由だけで、町民に役立つかどうかの議論もなしに、新しい事業に飛びつくなれば、それはもはや国の出先機関になってしまいます。全額国の負担だからといつても、職員の手間暇は町が負担をします。一体どっちを向いているのですかと申し上げて、私の討論を終わりといたします。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「議長、2番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 2番片岡藏之君。

〔2番片岡藏之君登壇〕

○2番（片岡藏之君） 2番片岡です。

議案第51号に賛成の立場から討論させていただきます。

先日の一般質問においても、旧七会中学校の跡地利用について多数の質問がございましたが、今回の予算案には、旧七会中学校跡地利用施設で使用される備品、約1,600万円が計上されております。今回、この予算案が可決することで、旧七会中学校の跡地利用計画

がほぼ計画どおりの形で完成することが確定になります。私は、あえてこの計画をホーリータウン計画と呼びたいと思います。サッカーのクラブハウス、行政の支所機能、公民館、山びこの郷が一体となって、高齢化、人口の減少している七会地域のみならず、本町の活性化、知名度のアップが実現できると思われます。町民の意識度の向上にもつながると思っております。

一般質問の中で、購入備品について、庁舎建設時の備品活用と比較して批判的な指摘がございました。庁舎建設のときは全く内容が違います。庁舎のときに購入が計画された備品は、町長室の応接セットや職員が使う机、椅子などがほとんどで、町民が触れることのできないものや、今あるもので代用がきくものばかりでした。しかも、金額が約1億円という非常に大きな金額でした。しかし、今回の備品のほとんどが、町民が実際に使用できるトレーニング機器です。常北保健センターのトレーニング機器は使用中ですから、それを移動することはできません。購入金額がそれほど高くない上に、サッカーくじtotoの補助金を利用してトレーニング機器を購入することは、町の財政負担を軽くする賢い判断と言えます。高齢化が進み、若者を引きつける魅力度を向上させることが必要な七会地区において、若者から高齢者までが健康づくりを快適に行うことができるトレーニング機器が備えられれば、七会地区の魅力度アップ、活性化に大きく貢献するものです。また、公民館としても機能があるため、常北保健センターが閉館の土日も、七会中学校跡地の施設は使えることになりますから、七会地区の住民だけでなく、常北、桂の方も喜んで使っていただけます。

七会中学校の跡地利用や水戸ホーリーホックの誘致について、今の時点になって議会で反対の意見を言うことはおかしなことです。この計画は、1年4カ月前の平成28年2月に議会に説明があり、その後、28年度当初予算において、建築設計費を議会が承認、平成28年9月議会で土木設計費を議会が承認、29年1月の臨時会で土木工事費を議会が承認、平成29年3月定例会で建築工事費及び土木工事契約を議会が承認しており、関連議案が5回も議会の承認を受けているのであります。95%以上の関連予算を成立させてから施設整備に反対するのは、筋が通らないものであります。維持管理については、施設の統合によって、効率化によって芝生の維持管理費を十分に捉える、逆に七会地区全体の公共施設の維持管理費が下がるという説明が、当初からなされてきました。その説明は納得のいくものであり、維持管理費についても反対理由にはなりません。今、議会として私たちがなすべきことは、七会中学校の跡地利用施設を活用してどうやって町の魅力を上げていくか、未来に向かって建設的な議論をするべき時期なのです。

例えば水戸ホーリーホックと連携して、どうやってたくさんの人に城里町に来ていただくか。今年の1月に七会中学校で水戸ホーリーホックのファン感謝祭を行ったところ、約700人のファンが駆けつけました。このようなイベントや連携を増やしていく方法を議論していくべきです。たくさんの人に来ていただいて、城里町の特産品をお土産として買っ

ていただく。ファンと選手が交流する地元の野菜や肉を使ったバーベキューを行う。例えば、今一番農家にとって被害の大きいイノシシ等の被害が大きいものでありますが、そういったものを使ったジビエ料理を出すということも、可能になる時期が来ると思います。また、ホーリーホックの協力で、少年向けのサッカー教室やサッカー大会を行う、このようなことを繰り返し行っていく中で、本町を訪れる人が増え、地域が活性していくことになると思います。ホーリーホックと連携したイベントを盛り上げるために源太おどりなどを披露し、地元としての協力も惜しみません。

水戸ホーリーホックのクラブハウスを誘致することが発表される前の年、水戸ホーリーホックは22チーム中19位で、J3に落ちるかどうかが心配でありました。ところが、去年は過去最高の13位に上がりました。そして、現時点では、11試合連続負けなしという勢いがあり、今現在、9位という好位置にあります。首位とは勝ち点6点差です。2試合で首位に追いつく可能性があります。J1昇格に向けて、チームが強くなっております。J1昇格の祝勝会を旧七会中学校で行う日が近づいてきたように感じます。今がチャンスと言えます。本町もしっかりとした受け入れ態勢を整えて、七会中学校の跡地利用施設が華やかに地域活性化に向けたロケットスタートを切るべきだと申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「16番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 16番小坪 孝君。

〔16番小坪 孝君登壇〕

○16番（小坪 孝君） 議案第51号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成29年度予算について、七会中学校の跡地利用ばかりが注目されておりますが、それ以上に重要で、町民生活を向上させる事業が入っております。一日も早く成立させるべきです。たくさんありますが、3点だけ述べます。

第1に、商工会の水銀灯をLED化する事業に約1,600万円が計上されています。石塚などの道を商工会の水銀灯が明るく照らしていますが、水銀灯の電気代が高く、住民が大変困っています。水銀灯の電気代を自治会で負担しているところが、私の自治会もそうですが、水銀灯の電気代だけで自治会費がなくなってしまうのです。自治会に入っていない人は電気代を負担することがないのです。不平等だと私は思います。今回のLED化により、全ての街灯を町が管理することにより、平等性になります。また、電気代が高いせいで、水銀灯を切られてしまう、道が暗くなってしまっています。今後は、町が管理することで、そのような心配がなくなります。一日も早く予算を成立させて水銀灯をLED化にすべきです。

第2に、都市計画見直し関係の予算が約1,400万円ほど計上されています。町長の施策方針で述べていましたが、町長は都市計画を見直し、石塚地区に道路整備をどんどん進める方針です。城里町の中心である石塚地区内の道路整備を計画的に進めることが、町全体の活性化につながります。そのための第一歩がこの都市計画の見直しです。また、スタジイ広場の前に、公園にはいつも小さな子供連れの家族の姿があります。人が集まる場所に公園をつくれば、さらに集まってきます。都市計画の中でしっかりと検討し、もっと立派な公園整備を進めてほしいと思います。

第3に、城里町に家を建ててもらい、家を買ってもらいするための補助事業として、1,200万円が計上されています。今年からの新規事業で、城里町の大工さんに頼んで家を新しく建てた場合、最大70万円の補助事業が予定されています。予算の成立がおくれれば、補助を受けられなくなる人が出てしまいます。これは大問題になり、城里町を挙げて人口増を、住んでもらう人で増やそうという、家を建てる人を応援するのは当然でございます。どこで家を建てるか迷っている人を逃さないためにも、一日も早く予算を成立させなければなりません。城里町の赤ちゃんの数が昨年度7年ぶりに増加になったということです。せっかくよい流れが出てきているのに、ここでストップするわけにはいきません。一日も早く予算を成立させるべきと申し上げ、賛成の討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。
ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。
以上で議案第51号に対する討論を終結いたします。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小林祥宏君） これより採決に入ります。

初めに、承認第18号 専決処分第17号城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第47号 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第48号 城里町地域下水道基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第49号 城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例の

制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第50号 財産の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第51号 平成29年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第52号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第53号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第54号 平成29年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第55号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予

算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第56号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林祥宏君） 次に、議案第57号 平成29年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

発議第1号 上遠野町長の議会对応に対し反省を求める決議

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第13、発議第1号 上遠野町長の議会对応に対し反省を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります7番関 誠一郎君より発議第1号の趣旨説明を求めます。

7番関 誠一郎君。

〔7番関 誠一郎君登壇〕

○7番（関 誠一郎君） 上遠野町長の議会对応に対し反省を求める決議。

上遠野町長は、就任以来、IT産業等の企業誘致を進めることにより、雇用環境の創出、改善を図り、人口の減少に歯どめをかけることや、町政一新、情報公開を掲げ、町民や町議会等とのコミュニケーションを図り、その結果を政策に反映させていく旨の発言を繰り返して述べてきました。しかし、その実態は、発言の内容とは全く逆であると認識せざる

を得ない。例えば、サッカークラブ水戸ホーリーホックの誘致事業や、島家住宅の交流拠点として利用する事業等について、何ひとつ説明がないまま、独断による決定がなされている。その他各種の政策決定の過程が全く見えず、議会を軽視、無視ともされる行動、また独善的とも言える人事等々、まさしくその所見は傍若無人と言っても過言ではない。上遠野町長のこうした不誠実な態度は、町議会との信頼関係を大きく損なうものである。相互の信頼と協調を失うことは、町政への混乱を招き、住民生活に影響が及ぶことは必至である。よって、本町議会は、上遠野町長に猛省を促すとともに、二元代表制の原点に立ち返り、真摯な姿勢で今後の議会対応に臨まれることを強く求めるものである。

平成29年6月13日。

以上です。

○議長（小林祥宏君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 11番南條 治であります。

発議第1号に反対の立場から討論をさせていただきます。

町長には町長の権限が、議会には議会の権限があります。お互いにその与えられている権限、持っている権限について、十分尊重をしなければなりません。町役場、職員の人事、寄附の受け取り、入札差金の活用など、町長の権限に属する内容については、それを尊重しなければなりません。議会にも議会の権限があります。予算の条例の決議、修正などは議会の権限であり、町長は議会の議決を尊重し、議会の議決をしない専決処分は最小限にした行政を行うべきであります。

さて、今回の決議において、島家住宅の件についてであります。何ひとつ説明がないと、また独断との指摘をされておりますが、これは最も的外れな指摘であります。なぜな

らといいますと、国の登録有形文化財である島家住宅の雨漏りを防ぐことは緊急性があり、町長の権限である入札差金を活用して緊急修繕を行うことに、事前の説明はそもそも不要であるからであります。議会への説明をしないと緊急修繕が行えないということでは、適切な行政活動を行うことはできません。そもそも国の登録有形文化財を雨漏りがするほど放っておいたこと、これ自体問題であります。学校、観光施設、道路等々、あらゆる施設において、入札差金を活用した緊急修繕は、今までも幾度となく行われておりました。島家住宅の雨漏りを防ぐ緊急修繕だけを問題視するのは、おかしなことでもあります。

今回の決議案は、町長が何も間違った行為をしていないにもかかわらず、一方的に町長の反省を求めるばかりで、議会と町長の信頼関係を損なうものであります。今回の決議を行ったところで、法的にも何の根拠もありません。ただ感情的なしこりを残すだけではないでしょうか。議会としても二元代表制に立ち返り、議会と町長の相互の信頼と協調を保っていくためにも、このような決議に賛同しないよう、良識ある議員各位のご理解を求め、反対討論とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「議長、14番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 反対です。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

14番鯉渕秀雄君。

〔14番鯉渕秀雄君登壇〕

○14番（鯉渕秀雄君） 発議第1号に反対の立場から討論をさせていただきます。

発議第1号の内容には、明らかに事実と反するうその内容が含まれてございます。それは、サッカークラブ水戸ホーリーホックの誘致事業について、何ひとつ説明がないままの独断による決定がなされているという内容です。これは、明らかに事実と反します。

先ほどの一般会計予算の賛成討論の中にありましたように、五度の可決を見ており、その都度、説明を受けてございます。旧七会中学校の跡地利用計画については、平成28年2月に議会議員に説明資料が配られ、さらに地元説明会が2回行われてございます。その後の平成28年3月の議会において建築設計費が予算に計上され、議会での可決を経て、この七会中学校跡地利用計画がスタートしたわけでございます。最初の予算を計上する前に、16ページにもわたる詳細な資料が各議員に届けられ、説明会まで開催されてございます。このような丁寧な対応は今までにありませんでした。さらに、この資料には、この6月議会で質問された維持管理費の試算まで書かれてございます。1年4カ月前から丁寧に説明されているにもかかわらず、何ひとつ説明がないとして町長の反省を求めるとは、余りにも事実と反する虚偽の決議文でございます。町長から説明を受けた後、議会が賛成をし

て、七会中学校の跡地利用計画が動き出したというのが、揺るぎのない真実であります。このことを決して忘れてはいけません。数の力で明らかに間違った内容を決議することは、城里町の議会の品位をおとしめる行為でございます。議会として、このような明らかな虚偽のある内容を決議することは許されません。城里町議会の品位を守るため、虚偽の決議案に賛同しないよう、良識ある議員各位のご理解を求め、反対の討論とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔「12番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清であります。

討論に入る前に、一言申し上げたいと思います。

きょう6月13日、3年前にこのような新聞折り込みを私たちは入れました。報道機関の皆さん、きょうは大勢来ています。そういう中で、3年前の反対と今回の反対は全く違うということでもあります。私たちは、ちょうど3カ月、あと2日で3年前の3カ月になるわけですが、この3カ月間に50日の委員会、会合等をやってまいりました。90日の半分以上ですよ。そういった中で、私たちは、住民の皆さんに、今反対している理由をこの折り込みで報告をさせていただいたわけであります。

初めに、7人の議員で発足したわけですが、関議員、覚えていますか。口火を切ったのはあなたでありますよ。私はこのとき、こう話したと思います。スタートが一緒ならばゴールも一緒、お金も時間もかかる、本気でやるなら代表を受けましょうと。今回は誰が代表なんでしょうかね。町民軽視ではないですか。3カ月間、皆さんは町民にどのような説明をしたのでしょうか。そういったことが、今回問われると私は思います。予算を反対してきた皆さん、ホーリーホックと島家、道の駅が対象という形で争点になったわけですが、3年前のことを思い出してください。町民センターの1億3,367万2,000円、七会診療所周辺整備360万円、さらに本庁舎の備品購入費1億2,960万円。そうですね、リリースが2,000万円ありました。そういったことをよく頭に置いて、そして判断していただきたいと思う次第であります。それから、議長、これ、議員必携持ってきましたね、許可願います。

○議長（小林祥宏君） はい。

○12番（杉山 清君） この議員必携128ページ第5章の、発言、発言の自由と責任にこう記載されております。発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されているというものではない。おのずから節度のある発言でなければならない。例えば、

議場の秩序を乱したり品位を落とすものであったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではないと記載されております。さらに、発言の内容によっては、自己の政治的、道義的責任が問われることもあると書いてあります。これは、要するに議員の道しるべであります。

それでは、討論に入らせていただきます。

発議第1号に反対する立場から討論をさせていただきます。

決議において、上遠野町長が町民とのコミュニケーションを図っていないと認識を示しておりますが、全く根拠がありません。むしろ上遠野町長は、これまでの城里町長の中でも、最も町民の意見に耳を傾けています。例えば、町政の懇談会を町内各地で毎年行っておりますが、このようなことを行ったのは上遠野町長が初めてであります。ただ懇談会を開くだけでなく、懇談会で出された意見は全てではありませんが……

[発言する者あり]

○12番(杉山 清君) 静粛に願います。私は討論を読んでいるんですよ。

[「わかっていますよ」と呼ぶ者あり]

○12番(杉山 清君) それで話しするというのは何ですか。

議長、注意してください。

○議長(小林祥宏君) 静粛に願います。

どうぞ。

○12番(杉山 清君) もとへ。懇談会で出された意見は全てではありませんが、実際に行政に反映されています。そして、その結果を広報しるさどで公表しております。まさしく情報開示と町政一新にふさわしい行政展開をしていると思います。この決議案を提案した関議員は、上遠野町長が独断で行政を進めているとしております。6月7日の一般質問で商工会長に要望書を出させたとか、道の駅かつらの役員に要望書にサインをさせたという趣旨のことを指摘されましたが、そのような事実はありません。関議員の質問の後、本当なのか確かめるため、その日のうちに複数の議員で商工会長や道の駅かつらの役員を訪ねました。答えは、関議員の指摘したような強制は一切なかったということでした。提出者の関議員こそ、事実をねじ曲げて、何も悪いことをしていない町長に、今回の予算成立がおくれたことの責任を押しつけるような振る舞いではないでしょうか。質問でも多くの虚偽があったのも事実です。国や県政なら辞職に値する重大な責任であることは間違いありません。各種の政策決定の過程が全く見えないというのは、議員の勉強不足であります。上遠野町長の言っている政策は、一般質問での答弁でも説明がありましたが、全て町の総合計画や総合戦略に掲げている方針に沿ったものです。総合計画や総合戦略は議会に提出されており、それをよく読めば、今後どのような政策が行われるか、わかるはずだと思います。総合計画に沿った事業を予算化しているのを反対とする議員こそ、審議会や町民の声を無視した行動であると言えます。町議会として町長への反省を促すというのは、

議会議員の勉強不足を議員が自分で認めるような恥ずかしいことでもあります。

また、3カ月間の予算執行停止と町発展の阻害の責任は誰がとるのでしょうか。このような恥ずかしい決議に賛同しないよう、良識ある議員各位のご理解を求め、発議第1号への反対討論とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

次に、発議第1号 上遠野町長の議会対応に対し反省を求める決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号 城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第14、発議第2号 城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります8番阿久津則男君より発議第2号の趣旨説明を求めます。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 発議第2号 城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提案説明をいたします。

議員の定数については、従来、人口規模に応じて地方自治法に法定数が規定されていましたが、地方分権改革により法定制度が改められ、さらに平成23年度には法定上限数も撤廃されました。このように、現在は、地方自治体が自由に議員定数を定めることができるようになっております。議員不要論の極論もありますが、それは大きな誤りであります。議会は車の両輪と例えられるように、執行部と協力しなければならない一方、執行部を監

視するという責務もあります。執行部を批判的な視点から見ること、地方自治を誤った方向に向かわせないために必要なことだと思います。

さて、このような中で、城里町の議員数は何人がいいのか。議員1人当たりの住民数を見るのか、議員1人当たりの地域の面積を見るのか、近隣町村の議員数を参考にするのか、民意を反映するため、議員数を増やして報酬を下げるのか、町が人口対策をとっている中、将来人口が減っていく前提の議員数でいいのかなどなど、さまざまな意見がありましたが、なかなか答えは出ません。議員定数に正しい答えがないというものからであります。議員定数は、住民の意思を公平かつ適正に地方行政に反映させるための間接民主制の根幹に係る問題でもあります。多様化、複雑化する執行機関に対し監視をする責務からも、さらには、新人議員の育成を考慮し、極端な削減ではなく、2名を削減し、城里町議会議員の定数を14人と定める条例を制定するものでございます。議員各位には、本条例制定にご賛同賜りますよう、心からお願いを申し上げます。議長においてお諮りいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ただいま14番鯉渕秀雄君、12番杉山 清君、11番南條 治君、2番片岡藏之君の4名から、発議第2号 城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてに対する修正動議が提出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立をいたします。

ここで、議会事務局長に発議第2号に対する修正案を配付させます。

議会事務局長。

〔修正案配付〕

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

発議第2号の修正案に対する議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の修正案に対する議案朗読は省略することに決定いたしました。

これより、発議第2号に対する修正案を議題とし、提出者に趣旨説明を求めます。

14番鯉渕秀雄君。

〔14番鯉渕秀雄君登壇〕

○14番（鯉渕秀雄君） 発議第2号に対する修正動議の趣旨説明をさせていただきます。

ただいま提出者阿久津総務委員長より、議員定数を14名と定める条例の一部を改正する議案が提案されました。

説明がございましたとおり、定数減には賛同できるものでありますが、現在の定数16名は、平成21年12月議会において決定を見たものであり、同時期、町民直接請求の4名減の

14名に求めた議案に、提出者は賛成をさせていただきます。8年が経過した現在、削減要望が高まる中、今般は町の最高機関の一つ、各区長連盟捺印のもと、提言書が議会議長宛てに提出されてございます。区長会の重い決断に議会として真摯に議論することなく、2名減の14名の提案には疑問を感じるところであります。町民の負託に応える意味においても、議会としてより一層の努力が必要と考えます。8年前に議論をされた14名ではなく、区長会の提言どおり、人口比県平均議員数に近い13名での修正案を提案するものであります。議員各位の賛同を賜りたくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（小林祥宏君） これより、発議第2号の原案及び修正案に対する質疑に入ります。

なお、質疑の相手については、原案・修正案提出者のほかに説明のための出席者に対しても説明、意見を聞くことができます。

また、質疑については自席にて、答弁については演壇に登壇の上、お願いをいたします。それでは、最初に、修正案についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、原案についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、最初に、原案賛成者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、原案及び修正案反対者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、原案賛成者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 次に、修正案賛成者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 原案及び修正案についての討論はなしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第14、発議第2号 城里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

初めに、修正案についての採決をいたします。

発議第2号に対する修正案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、発議第2号の原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小林祥宏君） 以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第16条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

発議第2号原案については、議長は可決と裁決します。

[発言する者あり]

[「議長、13番」と呼ぶ者あり]

○議長（小林祥宏君） 13番小松崎議員。

○13番（小松崎三夫君） 原案に賛成7名でしょうで、修正案賛成が6名ですよ。議運の委員長立っていない。

[発言する者あり]

○議長（小林祥宏君） 暫時休憩にいたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時29分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

ただいまの進行、裁決については、間違いありません。

発議第3号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小林祥宏君） したがって、次に、日程第15、発議第3号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の議案朗読は省略することに決定しました。

続いて、提出者であります8番阿久津則男君より発議第3号の趣旨説明を求めます。

[「議長、8番」と呼ぶ者あり]

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

[8番阿久津則男君登壇]

○8番（阿久津則男君） 発議第3号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、議員定数削減が可決されたことに伴う委員会条例の改正でございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） これより質疑に入ります。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 城里町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第1号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める陳情

○議長（小林祥宏君） 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の朗読は省略することに決定しました。

それでは、日程第16、陳情第1号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める陳情を議題といたします。

本案は、6月6日に総務民生常任委員会に付託されたものであります。

総務常任委員長の報告を求めます。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、6月6日に付託されました陳情第1号の審査結果についてご報告いたします。

6月8日に本委員会を開催し、陳情内容について審査をいたしました。陳情第1号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める陳情について、慎重に審議した結果、当委員会は賛成多数で採択することに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。

議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位は控室でお待ちください。

午後 3時33分休憩

午後 3時42分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小林祥宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま8番阿久津則男君ほか、発議第4号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第4号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める意見書

○議長（小林祥宏君） 追加日程第1、発議第4号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第4号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります8番阿久津則男君より発議第4号の趣旨説明を求めます。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 発議第4号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

公的年金は、高齢者世帯の日々の暮らしの支柱となっています。しかし、賃金、各種報酬は毎月支給であるにもかかわらず、年金の支給は隔月支給となっていることは、年金生活者の計画的な生活を営む上では、毎月支給されることのほうがよいと考えます。また、政府は、年金支給開始年齢を引き上げることを検討しており、これは高齢者だけの問題ではなく、若者の年金に対する不信を増長させ、年金制度への信頼を低下することにもつながり、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実施を求める意見書を国の関係機関へ提出すべきと考えます。議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） これから質疑を行います。

発議第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林祥宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣ほか、関係各大臣に提出させます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程と議会運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第18、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました総務民生常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第19、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました教育産業常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-
- 報告第24号 町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の一部を改正する告示
 - 報告第25号 城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例施行規則の制定
 - 報告第26号 城里町住宅新築工事等助成金交付要綱の制定
 - 報告第27号 城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱の制定
 - 報告第28号 城里町空き店舗等活用事業補助金交付要綱の制定
 - 報告第29号 城里町お試し居住体験事業実施要綱の制定
 - 報告第30号 城里町空家バンク制度設置要綱の制定
 - 報告第31号 城里町防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱の制定
 - 報告第32号 城里町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定
 - 報告第33号 城里町職員の懲戒処分の公表に関する基準の制定
 - 報告第34号 平成28年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
 - 報告第38号 平成28年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
 - 報告第39号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

○議長（小林祥宏君） 次に、日程第20、報告第24号 町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の一部を改正する告示から日程第35、報告第39号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小林祥宏君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　平成29年第2回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

8日間にわたりました定例議会ではありますが、本議会に提案いたしました平成29年度城里町一般会計予算を初め全会計予算につきましては、紆余曲折もございましたが、慎重審議の上、可決の決定をいただき厚く御礼を申し上げます。

本日決定をいただきました平成29年度各会計予算につきましては、今後、速やかに執行してまいりたいと存じます。

また、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご指摘等につきましては、今後、町政運営を進めていく上で真摯に受けとめさせていただき、議会との対話を欠かすことのないよう努める所存であります。引き続き、格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、梅雨に入り、議員各位には体調管理に十分に注意され、町政発展のため、重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小林祥宏君）　閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことに、心から御礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、議員各位よりございましたご指摘やご意見を真摯に受けとめ、住民福祉の向上にご尽力されますことを心から望む次第でございます。

閉会の宣告

○議長（小林祥宏君）　以上で、平成29年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたしまして、大変ご苦労さまでした。

午後　3時49分閉会